

「新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン」
 質疑応答（令和3年4月1日時点）

Q1 ふじのくに基準に応じた会場への入場者を制限する場合の判断について

A1 下記の表を基準とし、大会の特性や会場の状況に応じて、各専門部が決定する。

◎ ふじのくに基準に応じた会場への入場者制限の判断

基準	入場者制限について	①～④の該当者
レベル6		① 出場生徒・顧問・部活動指導員等、大会運営者 ② 登録外部員 学校教職員 ③ 保護者・家族・学校関係者 ④ 一般
レベル5	実施する場合は原則①のみとする。	
レベル4	原則①～③ 会場によっては、②③を制限する。 ※展示部門は、①～④とし展示室の制限人数までを可とする。	
レベル3	原則①～④ 会場の制限人数までを可とする。	
レベル2 レベル1	制限なし	

Q2 無観客での保護者・家族・学校関係者の取扱いについて

A2 以下のような取扱いが考えられる。

- ・一切の入場を禁止する。
- ・学校管理のもと、把握できる方で各校〇〇人まで可
- ・ビデオ等による記録や中継係等で各校〇人以内
- ・部員1人に対して保護者・家族〇人まで可

上記に加え、大会の特性や大会運営に携わる関係者の合意、会場の状況により、各専門部が決定する。

Q3 レベル5は、原則大会を中止又は延期となるが、実施が可能な場合の判断について

A3 レベル5は、大会は原則として中止又は延期となる。

一方、高文連加盟校が一斉休校ではなく通常の学校運営が行われ、かつ、県教委から部活動等の教育活動に制限がかからない場合で、さらに、生徒の進路等に影響する大会等で感染対策が十分に確保される場合に限り、開催することも考えられる。その際の決定は、各専門部が県高文連等と協議して総合的、慎重に判断する。